

令和4年11月30日  
地域振興部区民協働推進担当

## 中間支援組織の設置及び協働事業提案制度の見直しの検討結果について

### 1 中間支援組織の設置について

#### (1) 設置の目的

地域課題が多様化、複雑化する中で、特に行政だけでは解決できない分野において、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間のコーディネート等を担うことを目的とする。

#### (2) 中間支援組織の名称

江東区ボランティア・地域貢献活動センターとする。

#### (3) 設置場所・運営主体

江東区社会福祉協議会内に設置し、既存の江東ボランティア・センターの機能と一体的に運営する。

#### (4) 事業形態

区からの委託事業とする。

#### (5) 整備する機能

- ① 地域貢献活動に関する情報の収集・再整理・発信
- ② 交流機会の創出
- ③ 連携・協働のコーディネート
- ④ 地域貢献活動への支援・相談助言
- ⑤ 活動場所の提供等
- ⑥ 助成金等に関する支援

#### (6) 開設予定日

令和5年4月1日

### 2 協働事業提案制度の見直しについて

#### (1) 提案制度の概要

地域貢献活動団体等の専門性、機動性を効率的に行政サービスに取り入れ、地域貢献活動団体等と区が役割と責任を分担し、地域課題の解決に協働して1年又は2年取り組む制度。1事業当たり最大200万円を区が負担している。令和4年度までに59事業が提案され、19事業が採択されている。

#### (2) 検討の目的

提案団体と協働すべき区職員との事前協議・相談を行う機会を十分に確保し、提案団体と区の双方にとって有意義な事業となるよう、提案から事業採択までの流れを見直す。

(3) 変更内容

相談の窓口として、令和5年4月に開設する中間支援組織を活用するほか、事業採択の審査までに、提案団体と区が十分協議した上で最終審査に提案する流れに変更する。

**3 検討経緯**

- (1) 「江東区協働推進検討委員会・幹事会」(庁内組織)(各5回)
- (2) 「江東区区民協働推進会議」(有識者、団体代表、公募区民)(5回)

**4 今後のスケジュール**

令和5年4月(予定)

- ・ 中間支援組織開設
- ・ 新たな協働事業提案制度の開始